大石田町芸術文化功労章等表彰要綱

１．趣旨

本町芸術文化の向上発展に功労のあったもの、及びその成績が優秀であ　るものを表彰する。

２．表彰基準

次に掲げる基準の項に該当し、他の模範と認められるものを表彰する。

（１）功労章

芸術文化の振興に幾多の業績をあげ、その功労が顕著なもの

（２）栄光章

全国又は県内において、各部門で入賞（特別賞含）以上の成績をあげたと認められるもの

（３）感謝状

（１）・（２）のほか、芸術文化の振興に尽力したもの

３．候補者の推薦

各団体の長は、所定の様式により候補者を推薦すること。

４．受賞者の選考及び決定

推薦された候補者については、選考委員会（各部門代表者）で選考し、会長が決定する。

５．表彰の方法

表彰は町芸術祭会期中に行う。

附　則

１．表彰は、異なった受賞であれば重賞を妨げない。

２．大石田町芸術文化表彰簿を備える。

３．過去に功労章を受けた者は、同一の表彰を受けることはできない。

　　但し、栄光章の場合はこの限りでない。

４．本要綱は平成元年１０月１日から施行する。

平成　５年９月１８日　一部改正

平成１６年９月２４日　一部改正　２（２）